

ローカル5Gの導入事業者の方へ

ローカル5G 税制利用ガイド

令和7年4月版

お問い合わせ先
総務省 情報流通行政局
デジタル経済推進室
電話：03-5253-5857（直通）

【税制の概要】

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律

Society5.0の実現、様々な社会課題の解決、国際競争力の強化を目指して、ローカル5Gをはじめ、5Gの導入を促進するための制度です。

ローカル5G導入計画の認定を受け、新たに5G設備を導入した場合、**固定資産税の特例措置**が受けられます。

対象設備の固定資産税の課税標準が3年間、1/2となります。

令和8年度末までが適用期限です。

お早めの申請をお待ちしております。

【ローカル5G設備導入計画の認定】

課税の特例を受けるためには、
あらかじめシステム導入計画を提出し認定を受ける必要があります。

計画を提出

特定高度情報通信技術活用システム導入計画 (免許人の事業を所管する大臣による認定)

① 安全性・信頼性

- ・サイバーセキュリティ上の事案が発生した場合に、速やかに報告を行うための体制が確保されているか
- ・サイバーセキュリティ上の事案が発生した場合に、関係主体との適切な情報の共有のための体制が確保されているか
- ・サプライチェーンリスク対応を含むサイバーセキュリティ対策が実施されているか

② 供給安定性

- ・システム導入に当たって満たすべき国内関係法を遵守しているか
- ・保守及び管理に必要な体制が整備されているか

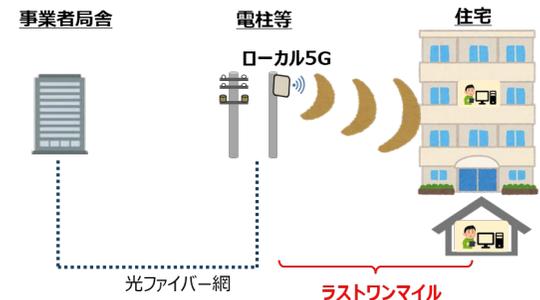
③ オープン性

- ・導入する設備がマルチベンダーによる相互接続性・運用性が確保されているか

上記3点を満たす計画を提出いただきます

計画認定後

認定済導入計画に基づき、
ローカル5G設備等を導入

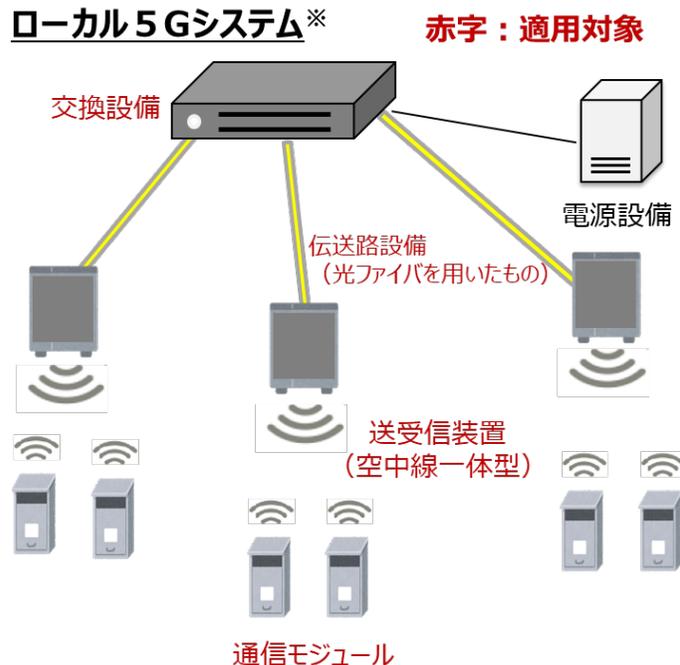


**対象ローカル5G設備の
投資について、
課税の特例措置**

【課税の特例の詳細】

認定導入計画に基づき取得したローカル 5 G 情報通信システムの一定の設備について**固定資産税の特例措置**を受けることができます。

税制措置の適用対象設備 (主たる用途が住宅用のインターネットサービスの提供であるものに限る)



- ✓ ローカル 5 G 基地局の無線設備 (例：送受信装置)
- ✓ 自営等 BWA の基地局の無線設備※1
- ✓ 交換設備 (オンプレミス型※2のみ)
- ✓ 伝送路設備※3 (光ファイバを用いたもののみ)
- ✓ 陸上移動局の無線設備 (通信モジュールのみ)

- ※1 ローカル 5 G システムの制御信号の送受信のために用いられるものに限ります。
- ※2 本税制においては、単独のローカル 5 G 免許に使用される交換設備をオンプレミス型の交換設備とし、複数のローカル 5 G 免許に使用される交換設備をクラウド型の交換設備としています。(ただし、一団の土地において複数のローカル 5 G 免許が存在する場合はオンプレミス型の交換設備として扱います。)
- ※3 専ら交換設備と基地局間の通信に使用するものに限ります。

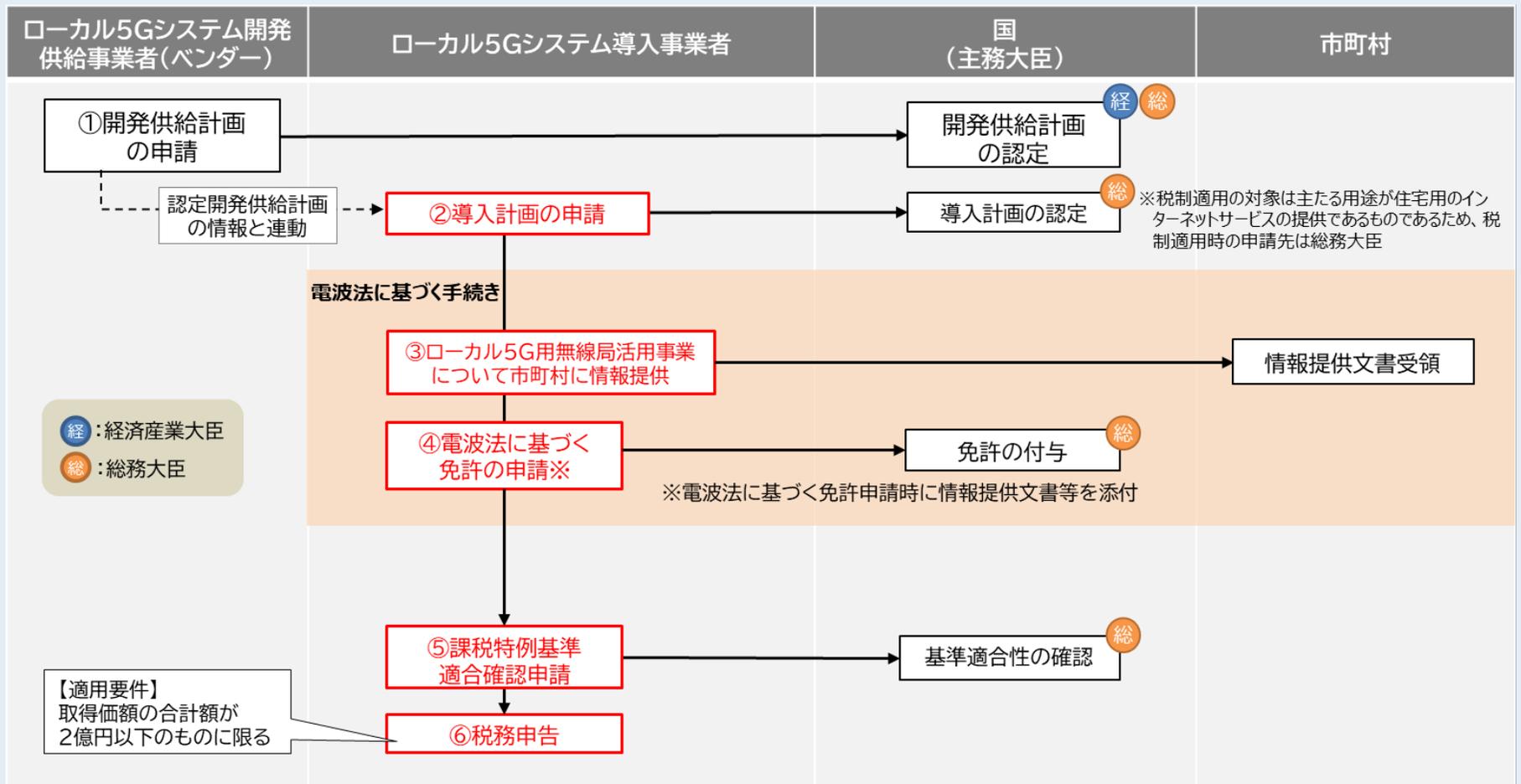
本税制措置は、要件を満たせば資本金規模を問わず、幅広くご活用いただくことができます。

詳細については申請要領をご覧ください。

※ 導入計画の認定にあたって、導入を行う無線設備、交換設備及び伝送路設備は、開発供給計画の認定を受けたものであることが必要となります。

【参考：税制適用までの手続きの流れ】

税制措置の適用を受けるためには、システム導入事業者は、以下の手続きで「導入計画の認定」及び「課税特例基準適合性確認」を受ける必要があります。



【参考：よくあるご質問集①】

Q1 本税制の対象者とは。

A1 ローカル 5 G 設備等の導入計画を作成し、要件等を満たすことで認定を受けた事業者の方が、税制措置を受けることができます。

Q2 導入計画の認定の要件とは。

A2 開発供給計画の認定を受けたシステムの導入であることが原則となります。安全性・信頼性、供給安定性、オープン性の観点で認定を行います。

Q3 本税制の対象となるローカル 5 G システムの用途は何か。

A3 導入の主たる目的が、集合住宅等へのインターネットサービスの提供のための利用（ラストワンマイル利用）に限り、本税制の対象となります。

Q4 一部の設備を追加で取得した場合は対象外か。

A4 追加で取得する設備についても、導入計画上で認定を受けていれば（または計画変更の認定を受けていれば）、本税制措置の対象となります。なお、計画変更により、導入した設備の合計額が 2 億円を超えた場合、当該年度以降、固定資産税の特例を受けることができません。

【参考：よくあるご質問集②】

Q5 減価償却資産の取得価額の範囲には、工事費は含まれるのか。

A5 一般的に、工事費は取得価額に含まれます。

Q6 自らが製作し、資産計上した設備は対象となるか。

A6 購入以外に、自ら製作するものも対象に含まれます。自ら製作する場合は、開発供給計画及び導入計画の両方で認定を受ける必要があります。

Q7 補助金との併用は可能か。

A7 補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等）の交付を受けて導入したものは適用対象外となります。

Q8 他の税制措置との重複適用は可能か。

A8 同一設備に対する複数税制措置の重複適用はできません。

Q9 設備の修繕は対象となるか。

A9 対象外です。

【申請要領】

税制の詳細、申請書等は、下記ウェブサイトからご確認ください。

総務省 域社会DXのトビラ 支援メニュー

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/local_support/ict/support/index.html

地域社会DXのトビラ



お問い合わせ先

総務省 情報流通行政局 デジタル経済推進室

電話：03-5253-5857（直通）